

# 総 会 議 事 規 程

昭和 57 年 6 月 13 日 制 定  
平成 10 年 5 月 31 日 一部改定  
平成 15 年 5 月 24 日 一部改定  
平成 17 年 10 月 1 日 一部改定  
平成 22 年 5 月 23 日 一部改定  
平成 23 年 3 月 12 日 一部改定  
平成 25 年 9 月 7 日 一部改定

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、定時総会及び臨時総会を民主的、かつ、能率的に運営することを目的とする。
- 第 2 条 総会は、組織運営規程第 2 条に定める支部長に委託してあらかじめ選出された会員（以下「選出会員」という。）と当日出席の会員をもって構成する。
- 第 3 条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。
- 2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。
- 第 4 条 選出会員の選出数は、会員 20 名以内においては 1 名、20 名を超えるものは 20 名又はその端数を加えるごとに 1 名を加える。
- 第 5 条 議案は、原則として 1 件ずつ審議される。
- 第 6 条 議事は、原則として公開される。

## 第 2 章 招 集

- 第 7 条 定款第 14、15 条に基づき、総会を召集しようとするときは、会長は、その 2 週間前までに、選出会員数、開会の日時、議案、その他必要な事項を理事に通知し、資料を送付する。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
- 第 8 条 総会通知を受理した理事は、すみやかに選出会員を決定し、遅くとも総会の 1 週間前までに選出会員氏名を本会宛に報告しなければならない。

## 第 3 章 資格審査委員会

- 第 9 条 総会は、会員の資格を審査し、かつ総会の成立の可否を審査するため、資格審査委員会を設ける。
- 第 10 条 資格審査委員会は、理事に委任してあらかじめ選出した代理人中より 7 名、当法人役員 1 名をもって構成する。
- 第 11 条 資格審査委員会は、互選によって委員長を置く。
- 2 資格審査委員長は、審査の結果を総会に報告する。
- 第 12 条 資格審査の方法は、資格審査委員会で定める。

## 第 4 章 総会運営委員会

- 第 13 条 総会は、民主的、かつ、能率的に運営するために、総会運営委員会を設ける。
- 第 14 条 総会運営委員は、各支部より 1 名を選出して理事会で任命する。
- 2 委員会は、委員長と委員で構成する。
- 3 任期は 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 但し再任は妨げない。
- 第 15 条 総会運営委員会は、互選によって委員長を選出する。
- 2 総会運営委員長は、運営委員会の審議の結果を総会に報告する。
- 第 16 条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、承

認を得たうえで実施する。

- (1) 議長団の選出手続き
- (2) 議場混乱のときの収拾
- (3) 役員選任の告示
- (4) 役員を選任候補者の届出の受理、資格審査および候補者氏名の発表
- (5) 役員選任における投票、開票の管理及び投票の有効、無効の判定
- (6) 役員選任結果を総会に報告する
- (7) その他の総会運営についての必要事項

## 第5章 議長及び職員

第17条 総会は、議事運営のため議長1名、副議長1名、書記若干名、採決係若干名、会場整理係若干名の職員を置く。

2 職員は、総会の承認を得て議長が指名し、必要に応じて、総会構成員以外の会員又は非会員中より選ぶことができる。

第18条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ、議事の整理を行う。副議長は、議長を補佐し議事が円滑に進行するよう配慮する。議長がやむを得ず交代しなければならない状態のときは、議長は議場に議長交代を宣言し副議長が議長の任に就くことができる。

第19条 書記は、議長と各種委員会の指示によって、総会事務を処理する。採決係は、採決の結果を集計する。会場整理係は、場内外の整備にあたる。

## 第6章 議事

第20条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し、議事規程にかなっていないなければならない。

2 動議の提案がなされたときは、議長は、会議にはかり、その採否を決めなければならない。

第21条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を、議長は、拒否することができる。

2 この議長の措置に対し不満の者は、総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。ただし、この申し立ては、10名以上の支持者を必要とする。

## 第7章 採決

第22条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

第23条 採決宣言後は、その採決の完了まで、緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。

第24条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長は、その選用しようとする方法を会議にはかって採決する。ただし、その採決の方法は挙手による。採決の順序は、原則として原議案に対する反対、保留、賛成の順序で行う。会員は、すでにおこなわれた表決の更正を求めることはできない。

## 附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の議決によらなければならない。
- 2 この規程に定めない事項は、そのつど、必要に応じて総会で定め、その総会のみ効力をもつ。
- 3 この規程は、平成17年10月1日より施行する。
- 4 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 5 この規程は、平成23年3月12日に一部改定し同日より施行する。
- 6 この規程は、平成25年9月7日に一部改定し同日より施行する。

## 役員選挙規程

昭和 57 年 6 月 13 日 制 定  
平成 10 年 5 月 31 日 一部改定  
平成 15 年 5 月 24 日 一部改定  
平成 17 年 10 月 1 日 一部改定  
平成 22 年 5 月 23 日 一部改定  
平成 23 年 3 月 12 日 一部改定

平成 25 年 9 月 7 日 廃止

第 1 条 役員選挙は定款第 23 条に従って行う。

第 2 条 選挙を行うため理事会の承認を得て、選挙管理委員会をおく。

第 3 条 選挙管理委員会は、組織運営規程第 2 条に定める支部長に委任してあらかじめ選出された会員中より 7 名、当法人役員 1 名をもって構成する。

2 委員長は互選により選出する。

第 4 条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員候補者の届出の受理、資格審査及び候補者氏名の発表
- (3) 役員選挙における投票、開票の管理及び投票の有効、無効の判定
- (4) 選挙結果を総会に報告する。
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第 5 条 選挙管理委員の任期は 2 年とし、役員選挙のある前年の総会において会員中から選出する。

第 6 条 理事及び監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は総会開催日の 1 週間前までに選挙管理委員会に届出なければならない。推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第 7 条 選挙は立候補届出のあった者について、総会議事規程第 2 条に定める会員の無記名投票により実施する。

第 8 条 投票は次の順序によって行う。

- (1) 理 事
- (2) 監 事

第 9 条 当選者はそれぞれ有効投票数を得たものから高点順に決める。

第 10 条 候補者が締切時を過ぎても役員定数を超えないときは無投票で当選者を決める。

第 11 条 定款第 23 条第 2 項の会長、副会長及び常務理事以外の理事は、組織運営規程第 2 条に定める支部長がこれにあたる。

2 前項の理事の任期は、次期選挙までとする。

3 監事及び支部長以外の理事は、立候補又は理事会の推薦を経て、総会において有効投票数の過半数を得なければならない。

### 附 則

1 この規程を改廃するときは、理事会の議決によらなければならない。

2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 22 年 11 月 1 日）から施行する。

3 この規程は、平成 23 年 3 月 12 日に一部改定し同日より施行する。

4 この規程は、平成 25 年 9 月 7 日 廃止とする。